

令和 8 年第 3 回黒坂警察署協議会開催状況

開催日時	令和 8 年 9 月 8 日 (火) 午後 2 時 00 分から午後 3 時 30 分まで	
開催場所	黒坂警察署	
出席者	委員 (定数 8 人)	空場会長、山根副会長、野口委員、松影委員、音田委員、吉澤委員、大塚委員、稲田委員 以上 8 人
	警察	松本署長、四井管理官、藤谷溝口幹部派出所長、半田生活安全刑事課長、熊谷交通課長、警備課員、警務課員 以上 7 人
議 事 概 要		
1 挨拶 空場会長及び松本署長が挨拶を行った。 2 治安概況説明 交通課長及び生活安全刑事課長が、令和 8 年 7 月末現在の管内の治安概況について説明した。委員からの主な意見、質疑等とそれに対する警察の回答は次のとおりであった。 委員：生活道路における自動車の法定速度が時速 60 キロから 30 キロへ改正されたが、黒坂署の管内には、これに該当する道路が多数ある。付近には民家もなく、人が生活の用に供しないような山道が大半であり、一律 30 キロではなく、実態に合った速度規制が必要ではないか。 警察：生活道路という名称ではあるが、この「生活」という言葉にこだわるのではなく、対象となるのは指定速度の標識や標示がなく、中央線や中央分離帯のない道路であると理解していただきたい。山道で中央線がない道路は道路幅が狭いなどの理由が考えられ、そうなれば対向車両や路外逸脱に注意を払うためにも減速は必要となる。 委員：法改正に関する啓発広報は行っているのか。 警察：街頭広報や安全講習等、様々な機会を通じてチラシを配布しており、今月行われる秋の全国交通安全運動でも、引き続き広報していく予定である。 3 協議事項 警備課員が、国際テロ対策、災害対応、警衛・警護等について説明した後、次のとおり協議が行われた。 委員：最近では全国で大規模災害が相次いで発生しており、黒坂署の管内でもいつ発生してもおかしくない状況である。災害発生時の警察の初動対応について教えていただきたい。 警察：災害発生時の初動対応には、被災状況についての情報収集、住民の救出救助、避難誘導、交通・防犯対策等がある。加えて、大規模災害の発生時には、役場に設置される災害対策本部等に、連絡係となる職員を派遣して関係機関との情報共有を図り、迅速な現場対応を図ることとしている。 委員：災害の発生に備えて、普段から行っている活動はあるか。 警察：災害時には関係機関との連携が重要であることから、普段から連絡を密にして協力関係を構築している。また、各自治体主催の防災会議へ出席し、各機関の役割や対応を協議するだけでなく、防災訓練で実際の流れも確認している。 委員：災害時に警察官の姿を見ると安心する。引き続きよろしく願います。 4 その他 次回協議会は、令和 8 年 12 月頃に開催する予定である。		